

2026年度も

全国2位!

後期高齢者支援金が減算されました

GSK健保は、予防・健康づくりや医療費の適正化に向けた取り組みが評価され、2026年度も4年連続で後期高齢者支援金の減算を受けることができました。とくに、特定健診の受診や特定保健指導への参加を促す取り組みが高く評価されています。

この成果は、日頃から健診受診や健康づくり事業にご協力いただいている、加入者の皆さま一人ひとりの積み重ねによるものです。心より感謝申し上げます。

後期高齢者支援金の減算対象となる健康保険組合は、第1区分から第5区分までに分けられています。GSK健保は、その中でも上位約7% (15組合) にあたる第1区分に位置し、全国1,463組合の中で第2位という評価を受けました。

近年、医療費の増加により、現役世代の社会保険料負担は引き続き大きなものとなっています。後期高齢者支援金は、健康保険組合の財政の中でも大きな割合を占めています。そのような状況の中で、後期高齢者支援金の減算を継続して受けられることは、現役世代の負担を抑え、健保財政の安定につながる大切な成果といえます。

今後もGSK健保では、皆さまの健康づくりを支えるさまざまな取り組みを続けてまいります。引き続き、健診の受診や健康づくり事業へのご参加をお願いいたします。

● 支援金の減算対象保険者は229組合



GSK健保
第一区分

■ 後期高齢者支援金減算対象(第1区分)

順位	健康保険組合名
1	北國FHD健康保険組合
2	グラクソ・スミスクライン健康保険組合
3	明治安田生命健康保険組合
3	京都中央信用金庫健康保険組合
3	住友ファーマ健康保険組合
3	徳島大正銀行健康保険組合
7	花王健康保険組合
8	エブソン健康保険組合
9	愛知県信用金庫健康保険組合
9	しんくみ東海北陸健康保険組合
11	愛三工業健康保険組合
11	トクヤマ健康保険組合
13	デンソー健康保険組合
14	KOA健康保険組合
14	チノン健康保険組合

後期高齢者支援金の加算・減算とは?

各健康保険組合の特定健診の実施率などに応じて、後期高齢者医療制度への支援金額を増減するしくみのこと。健康づくり事業に積極的に取り組む健康保険組合の支援金は最大10%が減額され、特定健診の受診率が低いなどの健康保険組合には最大10%の加算のペナルティがあります。

■ 加算・減算の主な評価項目

- ・ 特定健診・特定保健指導の実施率
- ・ 糖尿病などの重症化予防
- ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進
- ・ がん検診や歯科健診の勧奨
- ・ 加入者への健康づくりの働きかけなど

